

議案第 4 2 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)の一部改正に伴い、児童対象性暴力等を防止するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じるほか、理学療法士その他の専門職を 1 人に限り保育士とみなすことができる旨を定めるとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものです。

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)」を削る。

第 3 条中「場合」の次に「若しくは同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 14 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 14 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第 30 条第 3 項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であ

って、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 48 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第 10 項中「法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第 30 条第 3 項」及び「第 45 条第 3 項」の次に「若しくは第 4 項」を加え、「保育士の数(」を削り、「ないとした」を「ないものとした」に、「ものをいう。)」を「保育士の数」に改める。

(羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和 6 年羽曳野市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「当分」を「令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「規定」の次に「(満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に関する部分に限る。)」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

3 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項又は第 48 条第 2 項の規定(満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保

育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項又は第 48 条第 2 項の規定(満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に関する部分に限る。)は、なおその効力を有する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 14 条の改正規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p><b>第1条関係</b> 羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第3条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、市長の監督に属する家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>第4条～第13条 省略 (児童対象性暴力等の防止)</p> <p>第14条 <u>家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接</u></p>	<p><b>第1条関係</b> 羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例の用語の意義は、<u>法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第3条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、市長の監督に属する家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>第4条～第13条 省略</p> <p>第14条 削除</p>

する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第15条～第29条 省略

(職員)

第30条 1・2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士(附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 A 型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条 省略

(職員)

第15条～第29条 省略

(職員)

第30条 1・2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第31条 省略

(職員)

<p style="text-align: center;">第 3 節 小規模保育事業 B 型</p> <p>第 32 条 1・2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する<u>看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。</u></p> <p>4 <u>第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 B 型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 B 型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>第 33 条～第 44 条 省略 (職員)</p> <p>第 45 条 1・2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。</u></p> <p>4 <u>第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第 7 項又は第 8 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 小規模保育事業 B 型</p> <p>第 32 条 1・2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。</u></p> <p>第 33 条～第 44 条 省略 (職員)</p> <p>第 45 条 1・2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。</u></p>
--	--

第 46 条・第 47 条 省略  
(職員)

第 48 条 1・2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 49 条・第 50 条 省略

附 則 省略

1～9 省略

10 前 2 項の規定を適用するときは、保育士(第 30 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 45 条第 3 項若しくは第 4 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前 2 項の規定の適用がないものとした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項により算定される保育士の数の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

**第 2 条関係**

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

附 則

1 省略  
(経過措置)

2 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、

第 46 条・第 47 条 省略  
(職員)

第 48 条 1・2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

第 49 条・第 50 条 省略

附 則 省略

1～9 省略

10 前 2 項の規定を適用するときは、保育士(法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 30 条第 3 項若しくは第 45 条第 3 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項により算定されるものをいう。)の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

**第 2 条関係**

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

附 則

1 省略  
(経過措置)

2 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、

保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に関する部分に限る。)は、なおその効力を有する。

3 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に関する部分に限る。)は、なおその効力を有する。

保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定は、なおその効力を有する。